

地域計画

策定年月日	令和7年3月27日
更新年月日	()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	恵那市 (212105)
地域名 (地域内農業集落名)	飯地町地域 (五明、沖の洞、沢尻、福原尾、杉の沢、川平、南、西山)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	87.9 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	77.9 ha
② 田の面積	57.2 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	20.7 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	- ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	- ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

飯地町は恵那市の北部に位置し、標高600m以上ある高原で農業を営んでいる典型的な中山間地域である。農作物は稲作を主体に成り立っており、気温の寒暖差が大きいことから美味米として好評を得ている。「中山間地域等直接支払制度」や「多面的機能支払制度」を活用し、営農組合の活動継続、農作業の受委託の促進を図り、農業継続者育成の基盤も整えてきた。

しかしながら、担い手・組合オペレーターの高齢化により農地受託可能面積は減少してしまう懸念があり、営農組合自体の運営についても高齢化により後継者育成が問題となっている。またイノシシ、サル、シカによる獣害も増加しており対策が必要。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

今後、高齢化による作業委託の需要が増加し、農地の集積できる団体として、営農組合の法人化、または体制の強化に向けた取り組みも行っていく必要がある。また、スマート農業(ドローン・大型草刈機・トラクター等)による作業での技術取得を図る取り組みを行っていく必要があり、それと並行して高原を活かした農業経営を行う担い手農家や新規就農者の育成も行う。農業を主たる生活基盤と生計できる人材育成を確保するため、農地の集約、営農組合との連携、小さなビジネス(兼業農家)として個人農家の農業所得の向上に努める。

主要生産物については、主体である水稻をはじめ飼料用稲、蕎麦、畜産物、園芸、スイートコーン、落花生、黒豆、蒟蒻芋、薩摩芋、栗等の栽培を行う。特に標高の高い飯地町の強みを活かして天空米、天空コーンといった「天空の里」をイメージした販売戦略を試みる。さらには獣害対策を継続する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地の貸借は、一部営農組合に集積はしているものの、個人での貸借が主となっている。農用地の利用集積を正規な契約で行い、農地の保全活動や、営農組合への積極的な参加を促す。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	30	%	将来の目標とする集積率 62 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
優良農地で大型機械作業適地、一定面積の団地化とそうではない農地を分け、農地の今後の利用について、耕作放棄地の対処方針と共に検討を行う。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
アンケート等により農地の現状を把握し、受け皿となる担い手や営農組合等との連携を密にして農地の集積、集団化に取り組む。
(2)農地中間管理機構の活用方法
アンケート等により担い手・農地所有者の意向を踏まえ、段階的に集約化を検討する。
(3)基盤整備事業への取組
基盤整備を行ってから10年以上経ち、圃場で老朽化が進み高低差が進行し修繕が必要な時期を迎えているため、整備事業の実施に必要な資金面も考慮しつつほ場整備等を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
高原を活かした農業経営を行う担い手農家や新規就農者の育成、個人農家の農業所得の向上を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
集積できていない農地で、所有者が管理できない農地については、一部又は全部の農作業について作業委託を進める。防除作業など集団で実施することにより効率化が見込める農作業についても作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)					
☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等	
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他	
【選択した上記の取組内容】					
①鳥獣被害防止対策 山と里の境(ワイヤーメッシュ柵の設置)を付け、棲み分けできる農地・森林管理を行う(補助金等を利用し住民の獣害対策に関する対応の統一を図り、荒廃地・荒廃林の防止意識を高め、地域と一体となった取り組み)。					
②有機・減農薬・減肥料 農作物の差別化、ブランド化のため、有機栽培等の導入について検討する。					
③スマート農業 直進アシスト機能、ドローン、大型草刈機等のスマート農機について導入を検討する。					
⑤果樹野菜等 高収益作物産地として高品質化を図りつつ、新しい加工品の開発と安定的な販路拡大に努める。					
⑦保全・管理等 多面的機能支払制度、中山間直接支払制度を活用し、農道等の整備など効率的な農村環境整備を推進する。					

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度: 令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認農		飼料用作物	7.0 ha	ha	飼料用作物	7.0 ha	ha		
認就		露地野菜	1.7 ha	ha	露地野菜	1.7 ha	ha		
集	飯地営農組合	水稻	11.2 ha	ha	水稻	11.2 ha	ha		
利用者		水稻	0.7 ha	ha	水稻	0.7 ha	ha		
利用者		水稻	1.2 ha	ha	水稻	1.2 ha	ha		
利用者		水稻	1 ha	ha	水稻	1.0 ha	ha		
利用者		水稻	3.0 ha	ha	水稻	3.0 ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計			25.8 ha	0 ha		25.8 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

